

アパートを建てられた方へ

＜固定資産税（償却資産）のお知らせ＞

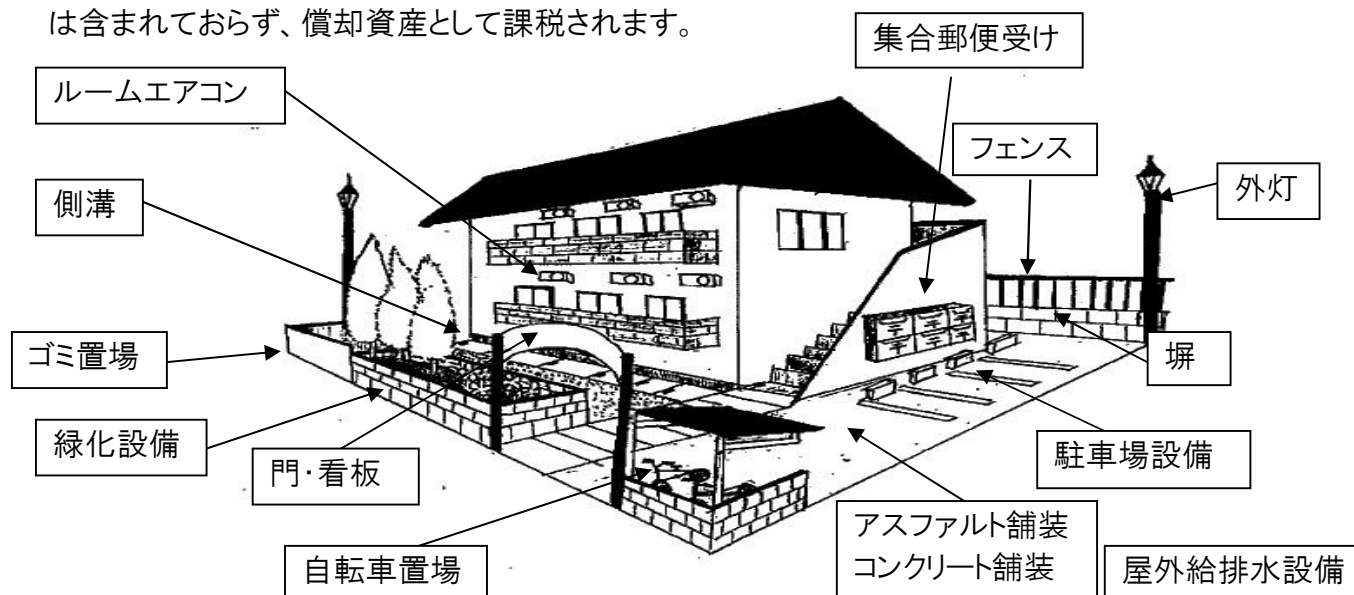
名古屋市

賃貸用のアパートや駐車場を所有されている方は、土地・家屋の固定資産税とは別に、償却資産について固定資産税がかかります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただくことになっています。

償却資産とは

償却資産とは、法人や個人の方が事業を営むために所有している土地および家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産をいいます。

償却資産に該当する主なものを例示しますと次のようになります。これらは、土地・家屋の評価には含まれておらず、償却資産として課税されます。



資 産 の 種 類	主 な も の
構 築 物	外構工事（駐車場舗装、門、塀、側溝、緑化施設（植木等）、ネットフェンス、自転車置場 など）、屋上看板等の広告設備 など
建物附属設備 機 械 ・ 装 置	受変電設備、電力引込線、屋外給排水管、屋外ガス管 など
工具・器具・備品	ルームエアコン、集合郵便受け、宅配ボックス、館銘看板 など

※ テナントの方が賃借している家屋に取り付けた内装・造作・建築設備は、特定附帯設備としてテナントの方に固定資産税がかかります。

※ 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償却資産とに区分して課税されます。

○償却資産とするもの…単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、または独立した機器としての性格の強いもの。(例：ルームエアコン)

○家屋とするもの……家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高めるもの。(例：屋内の電気設備、屋内のガス設備、衛生設備など)

申 告

毎年1月1日現在に償却資産を所有されている方が納税義務者になりますので、資産が所在する区ごとに申告書を作成していただき、毎年1月31日までに、資産が所在する区を担当する市税事務所へ申告してください。なお、申告書類は12月上旬にお送りします。

お問い合わせ先・申告書の提出先

資産が所在する区	担当する市税事務所
千種区 東 区 北 区 中 区 守山区 名東区	栄市税事務所 固定資産税課 償却資産担当 〒461-8626 名古屋市東区東桜一丁目13番3号 (NHK名古屋放送センタービル8階) TEL (052)959-3309 FAX (052)959-3319
西 区 中村区 中川区 港 区	本陣市税事務所 固定資産税課 償却資産担当 〒453-8626 名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1 (中村区役所等複合庁舎4階) TEL (052)433-4028 FAX (052)433-4066
昭和区 瑞穂区 熱田区 南 区 緑 区 天白区	金山市税事務所 固定資産税課 償却資産担当 〒460-8626 名古屋市中区正木三丁目5番33号 (名鉄正木第一ビル) TEL (052)324-9809 FAX (052)324-9826

名古屋市財政局税務部固定資産税課資産担当

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
TEL (052)972-2345 FAX (052)972-4124